

令和4年度 利用者等にアンケートを実施しました。～アンケートより(抜粋)～



この事業を利用して
どうでしたか？



～利用者保護者より～

第三者の目線を夫婦で
共有できました。

子どもへの関わり方の
ヒントが分かりました。

親は見られない、親の前では
行わない姿を知ることができました。

～園職員より～

気持ちを切り替える方法や教材など、その子
に合わせたアイデアが参考になりました。
(泣いた時に数を数えてあげるなど)



保護者がエールの療育
のことなどを明るく話
してくれるようになりました。



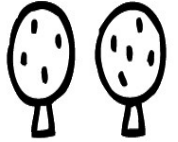
待っている場面で目の前の物が気になり、落ち
着かないことがあり、手順を変え、後から目の前
に物を置くようにする配慮を指導いただき、そ
れから落ち着いて話が聞けるようになりました。

加配担当と協力して、担当児について
話しやすくなりました。また、保護者と
も深く話ができるようになりました。

保護者も保育者も
関わり方がわかっ
てきて、その子に対
しての考え方が前
向きになりました。



ご存じですか？

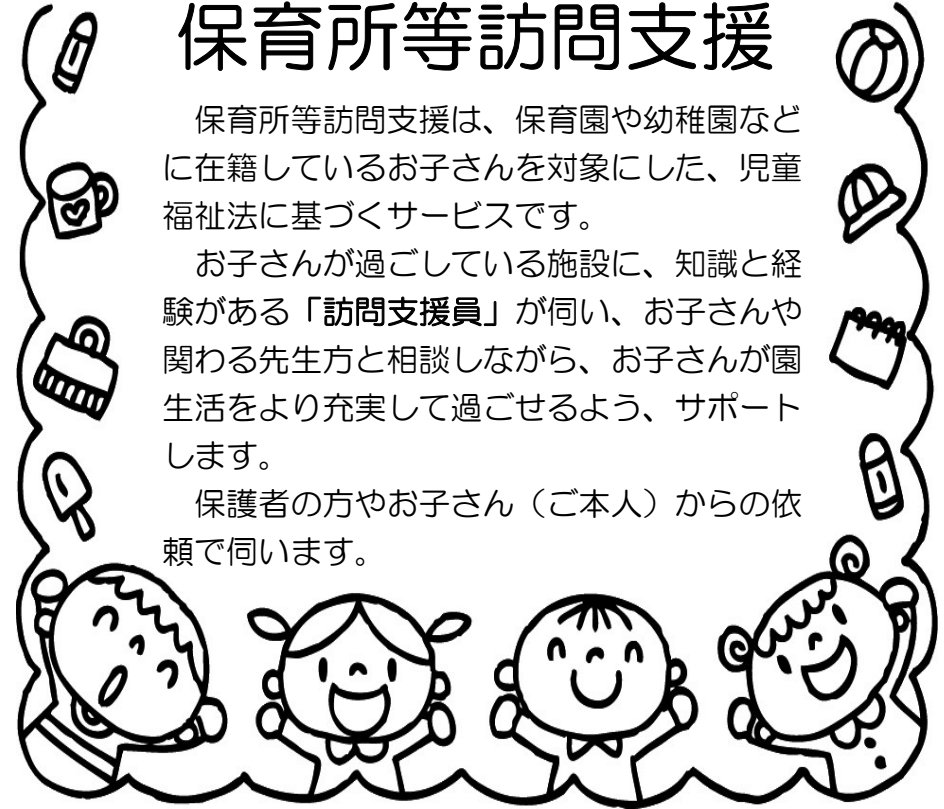


保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育園や幼稚園など
に在籍しているお子さんを対象にした、児童
福祉法に基づくサービスです。

お子さんが過ごしている施設に、知識と経
験がある「訪問支援員」が伺い、お子さんや
関わる先生方と相談しながら、お子さんが園
生活をより充実して過ごせるよう、サポート
します。

保護者の方やお子さん（ご本人）からの依
頼で伺います。



問い合わせ・連絡先

エール（日野市発達・教育支援センター）

住所 日野市旭が丘 2-42-8

電話 042-589-8877

こんな方が利用できます！

【対象】

・集団生活を行う施設に通う就学前のお子さんで、課題があり支援が必要と認められた方。

・「障害児通所受給者証」の取得 *下段参照 が必要です。メールにご相談ください。

【頻度】 契約後、月1回から2回程度。

【訪問時間】 1回につき30分から2時間程度。

【契約期間】 訪問支援期間は基本6か月。必要に応じ終了及び継続。

【費用】

・幼児教育無償化の対象事業のため、3歳児学年から、利用者負担はありません。

◆障害児通所受給者証の取得について

次の書類に記入等したものを、**市役所1階の障害福祉課** に提出します。

- 1、 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- 2、 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案
(セルフプラン用①②)
- 3、 医師意見書 ←かかりつけ医等が記入 お問い合わせください

*メールにも用紙があります。記入の仕方や医師の意見書等についても、どうぞご相談ください。

◇ A園ではこんな流れで行いました ◇

10:00ごろ 訪問支援員が訪問
対象児の様子を見ながら
直接支援

11:30ごろ クラス担任や加配の
先生、主任とカンファレンス

12:00 過ぎ
終了

- *利用者保護者や園の希望に合わせて訪問時間を設定しています。
- *カンファレンスは、子どもの降園後に行う場合や別日に行う場合もあります。園と相談して決めます。
- *カンファレンス参加メンバーも、園によって様々です。



利用するには！？ ～メールへご相談ください～

流れ

①相談

「相談支援員」及び「児童発達支援管理責任者」が、ご利用を希望される方（本人もしくは保護者）の相談をお聞きします。



(メールでの受け入れが決定した後)

②「障害児支援利用計画案」の作成・申請

「障害児支援利用計画案」を作成し、日野市に申請していただきます。障害児支援利用計画案は、セルフプランで立てていただくか、作成を依頼することもできます。



③利用契約

支給決定（障害児通所受給者証の交付）がされましたら、保護者とメールの間で契約させていただきます。相談内容に沿って「個別支援計画」を作成します。



④サービスの提供

集団の場に伺い、お子さんへの支援、先生への支援を行います。



⑤保護者への報告

実施報告書をお渡しし、実施内容をお伝えします。



⑥サービスの終了もしくは継続

報告後ご相談の上、サービスを終了もしくは継続いたします。

